

伊勢崎市絣の郷利用団体登録制度概要

1) 登録の基準

- ① 3人以上の会員で構成されている団体であること。
- ② 会員の半数以上が市外在住者であれば市外の使用料とする。
- ③ 組織体制が整備されていること。(代表者・会員名簿・活動計画等)
- ④ 伊勢崎市絣の郷条例第8条3項に該当しない団体であること。

例 民間企業の企業活動の一環での利用は、許可しない。
営利目的での利用は許可しない。

2) 登録（更新）申請

登録を行う団体は、以下の書類を提出すること。

- ① 利用団体シート
- ② 名簿
- ③ 会則・収支報告書（新規登録団体のみ）

※絣の郷の管理上、必要に応じて団体の情報（会則や収支報告書等）の提出を求める場合があります。

3) 登録（更新）期間等

年度ごと（4月1日～3月31日）の更新とする。

登録事項に変更が生じた場合は、速やかに「利用団体登録シート」等を提出すること。

4) 登録情報の取扱い

※団体名と代表者氏名は、原則公開とする。

この団体登録制度にて収集した個人情報には以下の目的以外には使用しません。

- ① 「伊勢崎市絣の郷」の管理運営のため
- ② 市民活動課からのボランティア募集やイベント案内
- ③ 利用団体案内（活動内容・代表者連絡先）※団体情報公開希望団体のみ

5) 団体の体制について

- ① 営利目的の団体でないこと。
- ② 自主的な運営がされていること。
- ③ 講師と代表者が同一人でないこと。

6) 利用申込について

● 抽選予約…毎月の1日（休館日の場合は2日）に、3ヶ月後の1ヶ月分についての抽選申込を受け付けます。お電話にて予約の申し込みをしてください。同一施設・利用時間に対して複数の抽選申込があった場合には、抽選申込の日の翌々日に絣の郷職員が抽選を行い、申請権利者を決定します。（申請者が来館する必要はありません）

● 通常予約…抽選会終了後、抽選申込のなかった施設について先着順で予約を受け付けます。空き状況の確認は電話でも可能です。

● 予約後はすみやかに利用許可申請書の提出を円形交流館受付に提出してください

(裏面に続きます)

7) 使用料のお支払い方法

使用料はご利用前にお支払いいただきます。

① 現金での納付

申請時に市民活動課窓口で現金納付していただきます。

利用許可書を納付と同時にお渡しします。

※現金による納付は緋の郷開館日の、原則午前9時から午後5時までとなります。

② 納付書での納付

指定金融機関にて納付書で納付していただきます。

利用前に支払い済の領収書を円形交流館受付に提示していただき、利用許可証をお受け取りください。

※納付書での納付希望の場合にはお早めに申し出ください。

8) 施設を利用しなくなった場合のキャンセル連絡について

施設を利用しなくなった場合は必ず下記までキャンセルのご連絡をお願いします。

※支払い済の使用料は原則返金できません。

9) その他の連絡事項について

- ・書類の記入は黒のボールペンをお願いします。
- ・施設利用後は必ず清掃してください。
- ・館内設備などを損傷した場合は、必ず受付まで連絡してください。
- ・防音機能のない部屋での音響設備の使用は原則禁止です。
- ・子ども主体の団体については必ず成人の監督者が引率してください。
- ・チラシやインターネットなどに団体の情報を掲載する場合には主催者の連絡先を記載してください。

伊勢崎市緋の郷 電話 0270-21-6711